

避難所等におけるペットについて

平成 29 年 8 月

内閣府防災

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定。内閣府（防災担当））抜粋

第 2 発災後における対応

1 避難所運営等の基本方針

- (3) 避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、避難者全員、または要配慮者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の有無の種類・程度に加え、性別、環境が変わったことによる健康状態や声の出しやすさ、本人の理解、家族や周囲の状況等、様々な事情を考慮して優先順位をつけ、高齢者、障害者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応することが望ましいこと。

避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月。内閣府（防災担当））抜粋

Ⅲ（2）

18. ペットへの対応

ポイント ペット同伴避難のルールづくりを検討

解説

ペットは飼い主にとってはとても大切な存在ですが、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人が共同生活を送る避難所では、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮が必要です。避難所のペット対策については、事前にペット同伴避難のルールを決めておくことが重要です。飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための居場所の確保や、ゲージ等を用意する等、具体的な対応を検討しましょう。

熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）（平成 28 年 12 月。熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ）抜粋

Ⅱ 2-3. 避難所の生活環境の確保・避難所への適切な情報提供

【現状と課題】

○指定避難所の混乱

- ・災害時には、避難所は多様なニーズを持つ被災者が大量に避難してくることで様々な混乱が発生し、解決策を導き出すことが困難な場合がある。
(対応が困難な事態の例)

※ペット同行避難者に対し、全ての避難所で十分な対応を行うことは困難。

防災基本計画（平成 29 年 4 月。中央防災会議）抜粋

第 2 編第 1 章第 3 節

2 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

- ・「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等¹の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

<以下（略）>

第 2 編第 2 章第 6 節

3 指定避難所

(2) 避難所の運営管理等

○市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書(平成 29 年 4 月。
内閣府) 抜粋

Ⅲ 4) ペットへの対応

ペット専用の場所の確保に関する課題

ペット同伴のスペースを設置してその場所を貼り出していたが徹底されず、一般のスペースにペットを同伴して就寝している避難所があったという。特に、ペットを連れた飼い主が、乳幼児が避難していても平気で散歩していたり排泄物を放置したりするマナー違反も散見されてストレスを感じたという声や、アレルギーを持つ方とトラブルになった事例の報告もある。

避難所によっては、ペット同伴避難者は専用の教室を利用させるなどして居住スペースを分けていた事例もあるが、居住空間が一般の避難者と比較して優遇されていたことにより肩身が狭く、他の人たちに気を遣っている様子が見られた。